

北海道ケアラー支援条例（仮称）素案の概要

I 総則

1 目的

- 基本理念を定め、道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにする
- 道の施策の基本事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進する
- 全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み将来にわたり自分らしく夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に寄与する

2 定義

- ケアラー 高齢、障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者
- ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者
- 関係機関 介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行う機関

3 基本理念

- ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重されるとともに、周囲から大切にされ、社会から孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり自分らしく夢や希望を持って暮らすことができるように行われること
- ケアラーの支援は、ケアラーの年齢、置かれている状況等に応じて適切に行われること
- ケアラーの支援は、道、市町村、道民等が相互に連携を図りながら、ケアラーを社会全体で支えるよう取り組まれること
- ケアラーの支援は、ケアラーが援助を提供する者等に対する支援と一体的に行われること
- ヤングケアラーの支援は、本人の気持ちを踏まえた上で適切に行われるとともに、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身ともに健やかに育成され、適切な教育の機会が確保されるように行われること

4 責務・役割

- 道の責務 本道の特性及び地域の実情に応じたケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施、市町村に対する必要な支援、市町村等との相互連携
- 道民の役割 ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解の促進、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくり、ケアラーの支援に関する道等の施策等への協力
- 事業者の役割 ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解の促進、ケアラーの支援に関する道等の施策等への協力、従業員がケアラーである場合における必要な支援
- 関係機関の役割 ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解の促進、ケアラーの支援に関する道等の施策等への積極的な協力、ケアラーに関わる場合における支援の必要性の把握、支援を必要とするケアラーに対する必要な支援
- 教育機関の役割 関係機関の役割のほか、ヤングケアラーの教育の機会の確保、教育及び福祉に関する相談
- 支援団体の役割 適切かつ効果的なケアラーの支援、ケアラーの支援に関する道等の施策等への協力

II 基本的施策

- 計画の策定 ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定
- 普及啓発の促進等 ケアラーが必要な支援を求めることができるようにするための市町村等への普及啓発
- 早期発見及び相談の場の確保 ケアラーからの相談に応じる人材の育成、ケアラーが相談できる場の確保
ヤングケアラーの意見が適切に反映される環境整備
- 支援するための地域づくり 公的サービスの効果的な活用の促進、ケアラーと地域住民が一体となって、
ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくり
- 推進体制の整備 ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制の整備
- 財政上の措置 ケアラーの支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置